

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【公開番号】特開2006-2085(P2006-2085A)

【公開日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2006-001

【出願番号】特願2004-181520(P2004-181520)

【国際特許分類】

C 08 L 23/16 (2006.01)

C 08 L 23/04 (2006.01)

C 08 L 53/02 (2006.01)

【F I】

C 08 L 23/16

C 08 L 23/04

C 08 L 53/02

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月16日(2007.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

成分(e)が、酸化亜鉛、酸化マグネシウム及び塩化第一スズからなる群から選ばれる少なくとも一つの架橋促進剤であることを特徴とする請求項2に記載の熱可塑性エラストマー組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

成分(e)が酸化亜鉛であり、その量が0.05~20重量部であることを特徴とする請求項2に記載の熱可塑性エラストマー組成物。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0063】

成分(d-2-1)の数平均分子量は、好ましくは5,000~1,000,000であり、より好ましくは10,000~350,000であり、分子量分布は10以下である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 7 3 】

成分 (d - 3) :

成分 (d - 3) は、共役ジエン化合物重合体の水素添加物であり、例えば、ブタジエンのプロック共重合体を水素添加して得られる結晶性エチレンプロックと非晶性エチレン - プテンプロックを有するプロック共重合体 (C E B C) 等が挙げられる。成分 (d - 3) は、単独で用いてもよく、2種以上を混合して用いてもよい。

また、成分 (d - 3) の重量平均分子量は、500,000 以下であり、好ましくは200,000 ~ 450,000 である。重量平均分子量が500,000 を超えると、押出・射出成形性が悪化し、重量平均分子量が200,000 を下回ると、圧縮永久歪み特性向上効果が低下する。